

定 款

株式会社立川都市センター

定 款
第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社立川都市センターと称する。

(目的)

第2条 当社は、立川基地跡地関連市街地再開発事業地区及びその周辺地域において、市街地開発事業等に関連して次の事業を営むことを目的とする。

- 一 建築物への地域暖冷房
- 二 建築物に設置される防災・防犯・空気調和設備等の管理
- 三 建築物に設置される駐車場及び公営駐車場の管理
- 四 建築物の清掃、保全、修繕及び改良
- 五 街路・共同溝その他の公共施設の管理及び運営の受託
- 六 市街地開発事業等に関する調査、企画及びコンサルタント
- 七 不動産の賃貸借、売買及び仲介
- 八 損害保険代理業
- 九 たばこ、飲料食品、新聞、雑誌、書籍、日用品雑貨の販売及び当選金付証票（宝くじ）の販売受託並びに郵便切手、収入印紙の売り捌き
- 十 公衆電話管理受託
- 十一 前各号に関連又は付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都立川市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 一 取締役会
- 二 監査役
- 三 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、24,000株とする。

(株券の発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行する。

(株式の譲渡制限)

第 8 条 当会社の株式の譲渡又は取得については、株主又は取得者は、あらかじめ取締役会の承認を受けなければならない。

(株式取扱規則)

第 9 条 当会社の株式に関する取扱いについては、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(届出)

第 10 条 株主及び登録質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の様式によりその氏名及び住所を当会社に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

(株式の割当てを受ける権利等)

第 11 条 当会社は、当会社の株式を引き受ける者の募集をする場合において、その募集事項、株主に当該株式の割当てを受ける権利を与える旨及びその申込の期日の決定は、取締役会の決議によって定める。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、代理人に委任して議決権を行使することができる。この場合においては、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会の決議の省略)

第17条 当社は、会社法第319条の要件を充たしたときは、株主総会の決議があったものとみなす。

(株主総会の議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は、12名以内とする。

2 取締役に欠員を生じた場合は、法定の員数を欠かない限り、これを補充しないことができる。

(取締役の選任の方法)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって取締役の中から代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって取締役社長1名並びに専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(相談役又は顧問)

第23条 取締役会は、その決議によって必要に応じて相談役又は顧問を選定することができる。

(取締役会の招集及び議長)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、召集の手続きを経ない

で取締役会を開催することができる。

3 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを召集し、議長となる。

4 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

(取締役会規則)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与及びその他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第5章 監査役

(監査役の員数)

第31条 当社の監査役は、4名以内とする。

2 監査役に欠員を生じた場合は、法定の員数を欠かない限り、これを補充しないことができる。

(監査役の選任の方法)

第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第36条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第38条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査役の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第39条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当の基準日等)

第40条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。

3 未払の期末配当金には、利息をつけない。

平成3年2月19日	作成
平成3年2月22日	認証
平成4年6月15日	第2条改正
平成7年6月23日	第16条、第17条及び第18条改正並びに 5章（第22条から第26条まで）新設
平成14年6月21日	第6条、第17条、第22条、第25条及び 第28条改正並びに第7章を削る（ただし、 第25条の改正は、平成15年6月開催の第 13回定時株主総会終結前に在任する監査 役には適用しない。）。
平成18年6月23日	全面改正